

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 用語の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万キロヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者をいう。

A-2 総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項として、電波法（第8条）に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の設置場所
- 2 電波の型式及び周波数
- 3 空中線電力
- 4 運用許容時間

A-3 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更の工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 B を省略することができる。

- | A | B |
|--------------|------|
| 1 当該無線局の無線設備 | その一部 |
| 2 当該無線局の無線設備 | 当該検査 |
| 3 許可に係る無線設備 | 当該検査 |
| 4 許可に係る無線設備 | その一部 |

A-4 無線局の免許状の訂正に関する記述として、電波法（第21条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正しておかなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び安定度等
- 2 周波数の安定度、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 4 周波数の安定度及び幅、空中線電力の偏差等

A-6 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

- 1 0.5パーセント 2 1.1パーセント 3 1.5パーセント 4 2.5パーセント

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧 B を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は C の内に收容しなければならぬ。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

- | | A | B | C |
|---|--------|--------|-------------|
| 1 | 300ボルト | 900ボルト | 金属遮へい体 |
| 2 | 300ボルト | 750ボルト | 接地された金属遮へい体 |
| 3 | 350ボルト | 750ボルト | 金属遮へい体 |
| 4 | 350ボルト | 900ボルト | 接地された金属遮へい体 |

A-8 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の A には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B 及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

- | | A | B |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 空中線共用器 | 26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 2 | 空中線共用器 | 30MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 3 | 空中線系 | 26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 4 | 空中線系 | 30MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |

A-9 混信等の防止に関する記述として、電波法（第56条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局の運用に妨害を受けたときは、総務大臣に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとするときは、総務省令で定めるところにより試験電波の発射を行い、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、10分ごとを標準としてその送信する電波の周波数により聴守を行い、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する記述として、無線局運用規則（第19条の2第2項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える^{おそれ}があるときは、空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える^{おそれ}があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える^{おそれ}があるときは、少なくとも10分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える^{おそれ}があるときは、できる限り速やかに連絡を設定するための呼出しを行い、連絡設定後は、混信を与える^{おそれ}のない電波により通信を行わなければならない。

A-11 次の記述は、空中線電力100ワットの無線電話を使用するアマチュア局が自局に対する呼出しを受信した場合の応答について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ② ①による応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。
 - (1) 相手局の呼出符号
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 自局の呼出符号

| | A | B |
|---|------|----|
| 1 | 3回以下 | 1回 |
| 2 | 3回以下 | 3回 |
| 3 | 2回以下 | 1回 |
| 4 | 2回以下 | 3回 |

A-12 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 3回
- ② DE 1回
- ③ 自局の呼出符号 3回

1 CP 2 VVV 3 EX 4 TXT

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通報の反復について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第32条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「」の次に反復する箇所を示すものとする。

- 1 - . . . - . . -
- 2 - . . -
- 3 . - . . - - . -
- 4 . - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「こちらは、そちらへ伝送するものではありません。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . . - . . . - -
- 2 - - . . - . - . - .
- 3 - - . . - - -
- 4 - - . . - . - . . . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合しない組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

| 字句 | モールス符号 |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 AUSTRIA | . - . . - . . . - . - - |
| 2 FINLAND | . . - . . . - . - . . . - - . - . . . |
| 3 GERMANY | - - . . . - - . - - . - - . - - . - |
| 4 SWEDEN | - - . - - . - . |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-20 総務大臣が無線従事者の免許を与えない場合に関する記述として、電波法（第42条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 電波法に基づく処分に違反し、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法の規定に違反し過料に処せられた者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 日本の国籍を有しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を A し、又は B に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し若しくは A する混信をいう。

| | A | B | C |
|---|----|-----------|--------|
| 1 | 制限 | 無線通信規則 | 一時的に中断 |
| 2 | 制限 | 局が属する国の法令 | 反覆的に中断 |
| 3 | 妨害 | 無線通信規則 | 反覆的に中断 |
| 4 | 妨害 | 局が属する国の法令 | 一時的に中断 |

A-22 無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 27.5MHz ~ 28MHz
- 2 28MHz ~ 29.7MHz
- 3 29.7MHz ~ 30MHz
- 4 30MHz ~ 37.5MHz

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どのようにしなければならないか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡する。
- 2 国際電気通信連合に報告する。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告する。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告する。

A-24 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を A ために必要な措置をとることを約束する。

(1) 公衆の一般の利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。

(2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

| | A | B | C |
|---|------------|--------------|------------|
| 1 | 禁止する | 内容若しくは単にその存在 | 他人の用に供する |
| 2 | 禁止する | 内容 | 公表若しくは利用する |
| 3 | 禁止し、及び防止する | 内容若しくは単にその存在 | 公表若しくは利用する |
| 4 | 禁止し、及び防止する | 内容 | 他人の用に供する |

B-1 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- イ 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ウ 免許人は、その無線局を廃止するときは、免許状を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- エ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- オ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

B-2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 周波数をその 内に維持するため、送信装置は、できる限り によって に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその 内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る によっても周波数をその 内に維持するものでなければならない。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 占有周波数帯幅の許容値 | 2 許容偏差 |
| 3 商用電源の電圧の変動 | 4 電源電圧又は負荷の変化 |
| 5 気圧の変化 | 6 外囲の温度又は湿度の変化 |
| 7 発振周波数 | 8 変調周波数 |
| 9 振動又は衝撃 | 10 環境の変化 |

B-3 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

| 字句 | モールス符号 |
|---------|---------------------------------|
| ア DELTA | - - . - . - . - . - |
| イ LIMA | . - - - . - |
| ウ MIKE | - - . . - . - . . . |
| エ OSCAR | - - - . . . - . - . - . - . - . |
| オ ROMEO | . - . - - - - - . - - - - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-4 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に であること。
 - (2) 通信を行うため であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項 | 2 通信事項 |
| 3 電波法第74条第1項に規定する通信 | 4 非常通信 |
| 5 記載されたもの | 6 記載されたものの範囲内 |
| 7 無線設備の設置場所 | 8 無線設備 |
| 9 必要最小のもの | 10 十分なもの |

B-5 アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第76条第1項）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、無線局の免許を取り消すことができる。
- イ 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- ウ 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の周波数の指定を変更することができる。
- エ 総務大臣は、免許人が電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- オ 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の空中線電力の指定を変更することができる。

B-6 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の は、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 のアンテナの利点をできる限り利用して、 にしなければならない。

- | | | | | |
|----------|------------------|--------|-------|-------|
| 1 不要な伝送 | 2 識別表示のない信号 | 3 無線設備 | 4 高利得 | 5 最大 |
| 6 長時間の伝送 | 7 無線通信規則に定めのない略語 | 8 位置 | 9 指向性 | 10 最小 |